



と思うのですが、現在の程度にこの免税の範囲なり程度なりが論議されているのか。決定になつてゐるのか。競売の発表によりますと金額まで出してありまして、非常に国民は大きな疑問を持たざるを得ないのですが、ただいまの政府の御意向をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○鈴木(後)政府委員 行政協定の成文の上におきましては、電気ガス税等につきまして減免ということが出てゐるわけでございますが、たとえばそういう問題に關しまして、どうした場合の電気ガス税を免税にするかというようなその適用の対象等につきまして、軍の駐留の形態等とも関連をいたしまして、いかようにこれを減税をいたしますか、目下研究中であるのであります。もちろんできればこの地方税法の一部改正法律案の中に、同時に盛り込むことが望ましかつたわけでございます。するけれども、これは今申し上げましたような各種の國際上の手続その他の關係で、全体として遅延して参ります。この点はまだ遺憾に存じておりますが、できるだけ早い機会に提案をいたしまして御審議を煩わすようにいたしたいと考えております。

○立花委員 どうもそれだけでは私も納得できないのですが、その部分が地方税法の改正にやつぱり重要な部分を占めて来るのではないかと。それを抜きのしてこれだけ先にお出しになつたことは、私も納得できないわけですね。お出しになるのであれば、当然これを含んで完成された改正案としてお出しになるのが当然なんで、それを除かれてこれだけ急いでお出しになる、

これは年度がわりの關係があるかもしれないが、そういう問題だけでは片づかない大きな問題だと思ふ。まことに國民感情の上から申しまして、民族的な誇りの上から申しまして、これは大問題なんで、單に年度末的な技術的な問題では済まされな問題です。ここにやはり自治庁の考え方、非常に大きな國民感覚とのずれがあるのではないかと思ひます。その点、どういふふうにお考えになつてゐるのか、ひとつ聞かせていただきたい。

○鈴木(後)政府委員 地方税法の改正につきましては、たとえば附加価値税の実施という問題をどうするかというやうなこと、その他重要な税法の体系に關する問題がございまして、それを二十七年以降いかにするかということ、差迫つての問題であるわけでございます。今、行政協定に關する問題の解決を待つて、同時に提案をいたすということでありまして、今度は地方税の全体の建前、それに基く各種の賦課徴収といったやうな具体的手続に支障を来しますし、また各地方財政の運営の上にも、非常に大きな支障を生じますので、それを待つというのではできなかつたわけでありまして、行政協定に基く地方税の減免に關しましては、根本の建前を変更するということではないわけでありまして、現在立てられております税につきまして、どの程度の範囲において減税をし、免税をするかという問題でございまして、根本の建前には触れないわけでございます。そういうこともございまして、これは一応別個に取扱ひまして、特に重要な支障を来すことはない

のではないかと、かように考えてゐる次第であります。

○立花委員 富士銀行のギヤングはわずか三、四人の犯行なんです。しかしあれがいかに國民感情に大きな影響を與えてゐるか。あるいは裁判管轄權の問題にいたしましてほんの一部分であつて、日本の法体系の上には刑法、刑事訴訟法あるいはその他の裁判管轄權の問題にとつては、大した問題ではないのだというふうには決して言えないと思ふのです。非常に重要な問題だと思ふ。だから地方税法にとりましては、占領軍に免税するということは決して地方税法体系の問題ではなくして、まつたく臨時のなあるいは部分的なまつた問題であるというふうな考え方から片づけられるのは、これはあまり問題を過小評價してゐるのではないかと。私も前から見ますと、この行政協定に現れております地方税に対する免税規定、国税も含めての免税規定は非常に重大な問題なんです。國民の税負担に大きな影響があると同時に、これは日本の産業にとりまして、重大な影響があるといわざるを得ないと思ふ。今後の成行きいかんによりましては、根本的にやはり日本の税法系に実質的な変革が来るのじやないか、そういうやうな危惧まで抱かざるを得ない條文があるわけなんです。特に第十二條の規定などによりまして、單に鈴木君が今おあげになつた電気税とガス税だけの問題ではありませんが、現在の地方税の各税種は言うまでもなく将来つくられる地方税にまで免税の規定が可能であるというふうな非常に広汎な何がありまして、まつたくこれは日本の税法全部を対象とするやうな規定が

あるわけなんで、そういう自治庁の考へられてゐるやうな簡単な問題ではないと思ふ。この点をどうお考えになつてゐるか。國民にとりましては税の体系がいつにできるよりも、実質的にこういふ規定によつて、税の負担に影響があり、自分の生活あるいは日本の産業に影響があることが問題なんであつて、自治庁が観念的に税体系をいつににつくり上げられることは、必ずしも國民にはあまり關心がないのじやないか。実質的に大きな影響のある占領軍に対する免税の問題、こういう問題としてつかんでいただかなければ、適当な措置がしていただけないのじやないか。そういうやうに過小評價してゐるからこそ、二つを分離してやはりお出しになつてゐるのじやないかと思ひますが、十二條の問題などに關連して、地方税の免税という問題はどの程度お考えになつてゐるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 行政協定の第十二條三項にございましては、これは主として合衆國軍隊が使用するため調達される資材なり備品なり需品なり役務、そういうやうなものの税を免除する、消費税的な性格の税を免除する、こういう建前のやうであります。これらの中で地方税に現在出て来ておりますのは、ここに書いてあります電気ガス税の免税といふことがさしたつての問題であるわけでありまして、将来の租税について地方税として消費税的なものを何か考へて来るということになります。直接問題が出て来るわけでございますが、さしたつて二十七年の問

題にいたしましては、電気ガス税の免税といふやうなことでありまして、ただ電気ガス税につきましては、課税の主体が御承知のごとくこれは各市町村であるわけでありまして、従つて一般的には、市町村の公益上必要だといふやうなことの減免の地方税の規定の運用といふことも、考えられないわけではございせんが、しかしこういう國際協定に基きます免税の問題でございまして、やはりこれは法律をもつて明確にいたし、適用上の不均衡が生じないやうにした方がよろしいであらうといふやうに、政府としては考へておる次第であります。具体的範囲等につきまして目下なお關係当局と慎重協議中をございまして、成案を得次第提案をし、御審議を願ひたいと思ひます。

○立花委員 電気ガス税だけに限定して考へられておるらしいのですが、それはやはり非常に大きな間違いじやないか。たとえば十二條にも将来の税で免除する規定がありますので、地方税法の中にも、そういうものを織り込まれておいて、具体的に税の種目として出て参りますのは、電気ガス税かもしれせんが、免税し得る規定を地方税でもやはりお置きになるのだと思ふのです。そうなつて参りますと、非常にこれは大きな問題になつて来ると思ひますが、この点についてどういふやうな対策をお持ちか、これを聞いておきたいと思ひます。

〔委員長退席、野村委員長代理着席〕

それからもう一つは、現在でも東京の都下におきまして、軍管理工場で固定資産税をほとんど納めていない工場

がたぐさんあります。駐留軍になりまして指定工場ができます場合に、その工場の税金は一体どうするのか。それからその労働者、駐留軍に雇われる労働者ももちろん、そういう指定工場の労働者、これは役務に対して免税とありますが、そういう労働者に対する住民税は一体どうするのか、こういう問題もあるわけです。それから公認調達機関ができますが、日本の商社、あるいは請負人で、向うの軍の御用商人になるといふような場合には、そういう商社の事業税は一体どうするのか。こういう問題が非常に広汎にあるわけなのです。鈴木君のお考えになつておられるように電氣ガス税の問題じやないわけですか。しかもこれが行政協定に、はつきり明文化されて来るといふことになりまして、どうしても地方税法でそういう規定が入つて来るを得ないと思うのです。またおそらく政府としてはお入れになつておられるのです。そういう問題をどういふふうにお考えになつておるか承りたいと思ひます。

○後藤政府委員 私から簡単に、今までお話のありましたことに、補足して答弁したいと思ひます。現在問題になつております点は、今おつしやいましたようなことを大体私ども問題にして、折衝しているのではありません。事業税につきましては、駐留軍との契約関係にあるものをどうするか、それから入場税につきましては、PXその他合衆国の軍隊が使用しているものにつきまして、入場税及び遊興飲食税等について、一体どの範囲に免税をきめるかという問題がございます。そのほか固定資産税につきまして、やはり

合衆国軍隊が日本において所有するもの、または使用するもの等につきまして、どの範囲にきめるかという問題がございます。行政協定を基本としたしまして、こまかい問題がたぐさんあります。国税がどういふような態度をとるかというところが、一つ問題であります。それから範囲を、なるほど行政協定では明確になつておりますけれども、具体的な問題になりますと、非常に不明確な点がございます。従つてその不明確な点をどこで線を引くかという問題がございます。そういう点につきまして、基本的な方向で、どの範囲できめるかという点につきまして、現在いろいろ協議をして行つておられます。その線がきまらなかつたから、具体的なこまかい問題に移つて行きたい、個々の税についての免税の範囲をきめて行きたい、かように考へて、現在折衝しているわけでありませう。

○立花委員 こまかい点はまだきまつてないようですが、今日治庁で問題とされておりますが、たとえば調達機関の事業税をどうするかという線、その線がどういふことが問題になつてくるかという点をひとつお話ししたいのです。たとえばさき言いましたように、もうすでに都下の軍事工場では、固定資産税が納まつておりませんで、その固定資産税が納まれば赤字を出さなくてもいいというところが、納まりませんために、大きな赤字を出して、それが住民の負担になつていふところが多分にあるわけなんです。占領軍が公に軍事生産を開始することになりますと、都下の軍事工場は大体免税になつて来る、こういうふうにな

つて参りますれば、大問題だと思う。だからそういう問題で、どういふ点がどういふふうになつてくるのかという問題を、もつと具体的にひとつ御説明願ひたいと思ふ。

○後藤政府委員 今おつしやいました点が私どもの問題であります。たとえば事業税につきまして、駐留軍との契約関係にある者の範囲、契約者といふものはどういふ範囲のものかというところは、一応きまつております。一般的に日本人の契約者については、これは事業税については問題はないと思ひます。ただ外国人が契約者になつた場合にどうなるか、外国人の所得に對してどうなるかという問題があるわけでありませう。だから固定資産税につきましても、日本人が所有しておりますものにつきましては問題はない。また今おつしやいましたようなことは、おそろしく固有財産になつておられるもの、また賠償施設になつておられるもの、そういうことではないかと思ひます。さやうなものは従来一般の取扱ひと同じようにいたしますが、これは行政協定と直接関係はないと思ひますけれども、行政協定で問題になります固定資産税というのは、これは合衆国軍隊が所有して使用する固定資産といふことになるわけでありませう。その使用する固定資産を所有しておられる場合は、これは問題はなく、固定資産税がかかりますが、使用する固定資産について一体どうするかという問題がございます。一応これは免税ではないかというふうに考へておりますが、また合衆国軍隊と契約する者の所有する固定資産、契約者といふ意味は外国人であります。それをどういふふうに取り扱ふかというふうな

問題がございます。こういうふうな問題について、まだはつきりした結論が出ておりません。しかしやはりそういうところに問題があるわけでありませう。なるだけ私どもとしては課税の對象にいたしたいという考へで進めております。

○野村委員長代理 立花さんにお願ひしたいのですが、岡野国務大臣に出席を求めまして、床次委員から通告がございまして、それが終つてからにしたいでございます。床次徳次君。

○床次委員 地方税法の個々の検討にあたります前に、大体国務大臣のお考えを承つておきたいと思ひます。地方財政委員会から地方財政の報告を受取りました。この報告の内容に關しまして大臣はいかように考へておられるか。大体この報告に考へられておられる数字、並びにその説明について、大臣は同意しておられるかどうかというのを承りたい。特にこの報告の最後に、将来の対策といふものが考へられておられますが、これはこの前に述べられましたところの、この事実から、地方財政委員会として将来の御方針を大体対策として考へられておられると思ひますが、これに對しまして大臣は大体いかやうに考へておられますか、大臣のお考えに於ておられること、地方財政委員会との意見の間に相違があるかどうかというところについて伺ひたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答えを申し上げます。私は地方財政担当でございます。同時に地方財政委員会と申しますものは、形は總理府の一部は總理でございますけれども、独立の権限を與えておりまして、地方財政に關する限り

は、地方財政委員会の意見を尊重するといふことにしておりますので、私は地方財政委員会が考へていることに對しては、全面的にこれを支持して行きたい、こう考へております。

○床次委員 次に本年度の地方におきまします決算におきまして、相当の赤字が見込まれております。約二百二十四億の赤字が予定されております。なおこの財政計画上の財源不足によるものが、百五十億といふことが報告されておられるのであります。これに對しまして政府としてしましては、八十億ばかりの融資をもつてこれが対策とするといふふうな説明があつたのであります。本年度の赤字といふものは、将来の地方財政に對して非常に大きな圧迫を加えるのであります。この解決を適當にいたしておきたいことが、明年度以後の財政の検討に必要なことはもちろんであります。大臣は本年度の地方の赤字といふものを、いかやうに補填せられる考へであるか、單に八十億の起債でもつて済ませるといふ考へでありますか、もう少しその点を具体的に御答弁をいただきたい。なお赤字の数字等も、ここにあります数字をこのまま認めていいか、あるいは多少別の考へを持つておられますか。その点を承りたい。

○岡野国務大臣 お答えを申し上げます。まずこれは私の職務を申し上げなければならぬのでありますが、地方財政委員会としましては、たしか二百二十億くらい地方公共団体がもらなければいけぬといふようなことを考へておられるのであります。中央政府といたしましては、そうたぐさん金が出ない、こういうことで今地方財政委員会

と大蔵省との間に、事務折衝をしておる次第であります。事務折衝の結果として、約八十億の金が国家財政からは認めてもよからう、それからまた地方財政委員会でも当分の急をしのぐためには、まあ八十億くらいでよいではないか、こういうふうになつていくように私伺つております。でございすから、根本的問題は別といたしまして、ただいまの段階におきましては、地方財政委員会が納得して、それでやつて行けるならば、それで済まして行きたい、こう考えております。

○床次委員 ただいま大臣は両方の二つの立場をうまく調節しなければならぬので、非常に苦しい立場にあられることを御報告になりましたが、実は私もこの二様な態度をもつて臨むことは実は適當ではない。むしろこの点を一つの立場において解決すべきではないか、先ほど大臣は、大体財政委員会の意見と同じように、このまま事実を承認しておられる、その意見を支持しておられるようでありすが、いよいよよとなりまして場合に、相当数字に開きができますことは、非常に私どもとして遺憾に思ふのであります。今年度の赤字をどの程度に埋めて行くかというところは、来年度以後の税に關しましても、これは対策等におきまして、考え直さざるを得ないところがきわめて多いのであります、この点はまだ御研究中でありまして、ひとつつきりとした対策を出していただきたい。しかも相当の赤字が残るのであれば、その残る赤字に対しては、どうするかというこの見通しをつけないければいけないのだと思う。大体八十億の起債でも

つてトン／＼になつて行くということ、数字上においては、あるいは政府としてはその数字を主張されるかも知れませんが、事実においては、やはり大きな赤字が残る。これが地方財政に圧迫を来すゆゑんであります、ほんとうの解決ではないのであります。この点はひとつ大臣という立場において、地方財政委員会の主管大臣であると同時に、国務大臣でもあるのでありますから、ひとつ十分に調整のとれたところの結論を出していただきたい。なお特にこの機会に、本年度の赤字対策がきまりましたならば、なるべくすみやかな時期において御報告をいただきたい、これを要求しておきます。

次に質問したいのは、今日まで政府におきましては、国の財政におきましては、いわゆる超均衡予算と申しますか、健全財政ということに努めておられたのでありますが、どうも私どもは国家財政だけの健全であつて、地方財政に対しては、きわめて不公平な取扱ひをして來られたということをおかね／＼主張しておつた。大蔵省の、いわゆる国庫の財政だけの均衡あるいは健全ということは、決して国家の予算、財政、その全面的な立場から申しまして、健全なものではないといふことを、数年來指摘しておつたのであります。今回の財政報告によりまして、明らかに地方が非常な圧迫を受けておる。大蔵省予算におきましては、一応健全財政でありますけれども、地方財政におきましては、きわめて不健全な形をそのまゝ持つておる、むしろだん／＼これが増して行つたというような感じをいたすのであります。

す。この点に關しまして、地方財政はこれほど圧迫しておいて、中央の方を均衡予算がとれば、それでもつて財政というものはうまく行くものかどうか、ひとつ財政家であるところの国務大臣に承りたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。ただいま国家財政だけが均衡を保つて、地方財政が均衡を保たなければいけません、これはよく同感でありましたが、これはしごく同感でありまして、地方財政もやはり均衡を保ち、同時にもう少し世間一般にわれわれにおりますような地方財政が窮乏する窮乏するといふことも、これを直して行かなければならぬと思つてございまして、それにつきましては、いろいろな方面から研究を續けておりました、今後地方財政がこの窮乏を免れて、もう少し国家と同じように均衡のとれた、また十分仕事のやつて行けるという方向に進めて行きたいと思つております。それは一例を申し上げますれば、地方の行政の簡素化をして、失費を防ぎ、また浪費をさせないよう、地方行政委員会におきまして、ある程度の行政の監査もして行きたい、こういうようなことも考えております。これは一例でございすが、いろいろな方面からお説のような方向に進めて行きたいという考えを持つております。

○床次委員 ただいま御答弁がありましたが、地方財政の健全性を回復するため、いかような手段を講ぜられたかという点に關しましては、実は私もはなはだ期待に反してゐると思ふのです。地方の財政を簡素化によつて節約する、あるいは平衡交付金、起債において若干来年度においては増額しておられますが、本質的に見まして地方財政を均衡をとらせるために、国の方においてどの程度までの努力を払つたかといふことが予算の上に見えてない、少くとも今日提案されましたところの地方税法を見まして、国の方の税と、地方の税との割振りにおきまして、国の収入をある程度まで調整しながら、地方の収入を與えるという作意が、割に見えなかつたように思ふのであります。この点はいかがでしようか、あるいは地方財政は地方財政のままとして、従来のわくの中において考へておられるというなら、あるいは大臣の意見のように思ひますが、やはり国全体から見ますと、国税を場合によりましたら減らす、あるいは国の収入というものを減らしまして、これを地方に與えるといふところまで行くべきだと思ふのであります。どうもその配意が全然今度の税法におきましては考えられなかつた。單に平衡交付金の問題、起債並びに今の節約によつてつづまを合せようといふ、きわめて消極的なつづまの合せ方をしておられる、どうも国と地方とのつり合いが依然としてとれていないのじやないかと申すのであります。この点に關しまして、大臣の意見を承りたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。これは御説の通りでありまして、われ／＼といたしましては、国の税法も改正し、同時に地方の税法も根本塞源的に改正して、そうしてもう少し地方に、ほんとうの財源が自分自身で得られるといふふうにして、中央依存の、中央依存と申しますか、補助金とか平衡交付金とかいふようなものばかりによらずに、もつと自主的に、自分自身だけの税源で地方の行政がやつて行けるようにしたい、こう考えましていろいろ案を練り、同時に相当のところでまで行つておるのでございますけれども、先般も申し上げましたように、被占領下におきまして、われ／＼の理想通りの案ができないのでございすから、今回ははなはだ申訳ない次第でございすが、当面のほんとうに改正しなければならぬものだけを取上げてまして改正したわけでございす。しかしながら行く／＼は御説のような趣旨に沿いました税法の大きな改革をやつて行きたい、こう考えております。それからもう一つつけ加えて申し上げます。これは、地方財政が窮乏したいろいろの原因もございす。けれども一番大きな原因と申しますことは、中央でいろ／＼地方に対して仕事をしてもらいたたいという、いろ／＼な法律とか、施設といふものがつくられまして、そしてそれを地方へ持つて行きますが、物価の高騰とか何とかいふもので、單位の費用が、たとえて申しますれば、学校の建築みたいなものでございすが、ある年数が幾ら／＼といふように決定して行かない、また国から出すのは、その低い單価でその半分とか、三分の一とか、三分の二とかいふことで出します。しかし実際上やつて見ますといふと、それが三分の一にも、二分の一にも当らないで、非常に龐大なるしわ寄せが地方に参る、こういうようなことも出て來ておる次第でございす。そこで先般も閣議で私から発言いたしました、今後中央が地方に仕事を仰せつけるというふうな場合には、十分地方の財政を勘案して、

地方の財政に何らしわ寄せをしないようにして行くというような申し合せもしてある次第でございます。できるだけのことは、ただいましてありますけれども、ほんとうにやりたいということができない現段階の情勢でありますから、ただいまは御説のようなことはむろん同感でございます。やつて行きたいと存じてはおりますが、これをやらざるに於ては、おきま。しかしながらもう独立も間近に迫つたこととでございます。その後におきまして相当な成案を得まして、皆様方の御検討を得たいと思っております。

○床次委員 ただいまのお言葉で大臣の考へておられることは、私どもの主張したいことと大体似ておると思ひますが、実はそのわれ／＼の希望の実現できない理由が、占領行政であるというところを、やはり強く考へておられますが、私は大蔵大臣の財政方針自体が間違つておるのではないかと、私は岡野さんが大蔵大臣に対して十分意見を通じ得なかつた。閣議において反映できなかつたのではないかと、むしろそういうことを憂へておつたわけなんです。どうも占領行政そのものとたまたまの問題とは、必ずしも関連性を持つておらぬ。形式的には持つておるようでございますが、実質的にはやはり大蔵大臣の考へ方そのものが、地方財政に対して、岡野さんのごときそこまでの理解を持つていないというところに原因があるのじやないかと思つておりますが、具体的な問題におきまして、これが現われておらなかつたというところについてははなはだ遺憾に思ひますが、たとえば酒、タバコのごとき

もの、これは国が直接益金として収益する前に、これを一部還付税の形にあり、あるいは交付金という形において、地方に與えるという意見も出ておるのではありませんが、この操作によりまして、地方に財源を與える。国がとる前に必ず必要なものは直接地方に與えるという考へ方は、すでに当局において持つておつたと思つております。これが、これをおやりにならなかつた理由は何であるか、なお専売公社あるいは国鉄、放送協会等に対する課税ということも、当然われ／＼はなすべきものと考へておりますが、かような点がやはり実現されておらなかつた。これも全部実現できなかったことに対しまして、どういふような経緯があつたのか、大臣のお考へを承りたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。あるいは私が微力であつて、大蔵大臣の意向に屈したというやうなことが伝えられておるかも知れませんけれども、しかしただいま仰せのやうな配付税の問題にいたしまして、専売公社の課税の問題にいたしまして、よく了解しております。了解はして、また大蔵大臣の方でも賛成はしておるのでありますけれども、しかしいろいろな申し上げられない事情がございます。今、今回これを實現することができなかつたというところは遺憾でございますが、しかしながら配付税の問題なんかも、これは当然大蔵大臣もやる、またわれ／＼の要求通りにしようというところになつておつたことは事実でございますが、それができなかったことは、これは御了解願ひたいと存じます。

○床次委員 次に伺ひたいのですが、附加価値税の問題につきまして、ここに御説明があります。附加価値税を實施いたしますことによつて、負担の軽減ができますが、同時に相當の減収になる、従つて事業税をそのまゝやむを得ないがとつておるというお考への方でありますが、税源が減るからといつて、悪いものをそのまま残すといふことはおかしい。もしも附加価値税をやるべきでありますならば、それにかわるべき税源を別にとつて来た方がほんとうなんじやないか。交付金を増すなり、あるいは今の還付金その他の形において補つてしかるべきものと思つておられますが、みすみすただいまお話がありましたやうな負担の激変と、相當の減収というだけの理由でもつて、それが主たる理由で、もつて、附加価値税をとらないといふことは、地方財政のためにははなはだ遺憾だと思ふ。これはいかやうにお考へになりますか、伺ひたい。

○岡野国務大臣 附加価値税につきましては、これは地方税法を制定いたしました当時から、非常に問題のあつた税でございます。できるならば今年からやりたと思つておつたのでございまして、けれども、提案理由でも申し上げましたやうに、いろいろのさしざわりがございます。もう一年延期した方がよいといふやうな結論になつたわけでございます。詳しい事情は事務当局からひとつ御説明申し上げますが、結論といたしまして、附加価値税は一年延期することの方が、まあいろいろの方面からいひますと、こゝういふ結果になりました。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま大臣から申し上げましたやうに、附加価値税を實施いたしますことになりまうと、経済界がやや安定したといふやうな状況ではございませうけれども、やはり個々の企業に對しましては、事業税と附加価値税では相當負担の激変を來す。もちろん附加価値税は転嫁を予想しておるとは申しますものの、場合によりましては企業の背負い込みになつて、さういふ点から申しますと、やはり負担の激変をこの際起すといふことについては、慎重に考慮しなければならぬといふ、企業に與へまする實施上の問題を一つ考へましたのと、なお府県の財政におきましては、地方財政白書にもございまして、他の市町村等に比較いたしますと、相當に財政状況はきつうくつたやうに考へられるわけでございます。附加価値税を實施するといひますならば、やはり百数十億の減収といふやうなことも相なりますので、平衡交付金の額等をも考慮いたしました末、やはりこれは事業税をいま一年引続き實施して行く方が、適當であるといふやうに考へたのであります。またかた／＼徴税の上から申しますと、国税の課税標準と別個の新たな附加価値税といふものを押へて行くことに相なるわけでございます。一般納税者の側におきましては、さういふ新しい課税標準に對する親しみと申しますか、理解力といふものが、まだ十分に行き渡つていないわけでございます。さういふやうな各種の点を考慮いたしました上、附加価値税の實施はさらにこれを延期いたし、事業税をさらに一年継続して行く、こゝういふやうなことに相なつた次第でございます。

○床次委員 附加価値税を延期されたことにつきましては、かね／＼われわれの主張しておるところでございます。これが悪いといふわけではないのであります。ここに掲げられました理由におきまして、私はどうも納得が行かないといふやうな意味において質問をいたしましたわけであります。

次にお尋ねしたいのは、法人税の取扱ひであります。市町村民税中の法人税の問題であります。この理由といたしまして、国税における法人税が課率を上げましたために、半面におきまして調整するために、市町村民税の法人税割を軽減したといふ形になるのであります。このことは私ははなはだおかしいと思ふ。元來で得るならば、国税の方を減らして市町村にできるだけ財源を與へるべきが本來の建前ではなからうか。先ほど以來大臣の御意見を伺ひましたが、そのやうな御意見でもあるし、また地方財政委員会等の趣旨から見ても、できるならば国税を減じて、その減じたものを地方税の財源として與へるべきだと思ふ。しかるにもかかわらず、この法人税に對しましては国の方でもつて三五%から四二%に引上げたその反動としまして、地方における財源が失われてしまふといふことは、はなはだこれは本來の建前に反すると思つて、あえてこれをなさつたことに対しましては、私もはなはだ遺憾の意を表したいのであります。どういふ理由でもつてかやうなことをやられたのか承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 国税におきまして、法人税の税率の引上げが行われた

わけでございますが、やはり企業の負担と申しますか、そういう面から考へまして、あまりに急激に負担の増加を見ますことにつきましては、やはり現在の経済界の事情から申していかでかあるうかというふうに、そちらの面を一面において考え、またただいま御指摘のような地方財政の見地からは、国税に比較いたしまして、自主的財源であるところの税が、全体の財政収入のうちにおいて占めます割合が四二〇程度でございます。国税の八九〇に比較いたしますと相当にまだ少いわけでありまして、地方自治の本旨の上から申しますれば、御指摘のごときは遺憾な状況であるわけでございますが、そういう地方自治の方の要求と経済上の要求との調整というふうな見地から、現在のままの法人税率で参りますと、これは相当に企業については法人税でふえたほかに、さらに法人税制においてもそれに比例してふえる。こういうことに相なりますので、少くとも市町村のとりま法人税制につきましては、現状程度にとどめ、現在より減らしはしないがふやしもしない、こういうことにいたしたような次第であります。もちろん国の法人税と市町村の法人税制、この両者の関係から考えまして、そこにいづれに企業負担という面から調整を加えるかという選択の問題はあらうと思ひますけれども、一面法人税制を、またあまりに多くいたしますと、市町村間の税収入のアンバランスというものも、またそれだけふえて来るわけでありま。そういうことになりま。また基準財政収入額の測定等にお

きまして税源の配分というふうな技術上の問題も出て参りますので、一応現在の程度を確保するというふうにいいたしたいということ、百分の十五と百分の十二・五というようにいたした次第でございます。

○床次委員 一応、国税の法人税が税率を引上げたのでありますから、やむを得ない対策のようにも御説明になるのであります。しかしせつかく財源を増徴します場合に、国が先にとつてしまつて地方をあとまわしにするという考え方は、私も本来地方財政からいって適當でないと思ひます。これだけの余裕があるならばもつと地方にやるべきだ。しかし地方で直接法人税をとることが、いろいろな関係で適當でなければ、その増収分だけは当然地方に還元してやるということの方が税制制度としては適當じやないか。法人税をとり放しにして地方に何ら恩恵にあずからず、国税だけが、国の方の収入だけが余裕ができるという形になつては適當でないと思ひますが、これに對して、地方財政の立場から、もう少し努力される余地があつたんじゃないかと思ひますがいかがですか。

○鈴木（俊）政府委員 ただいま申し上げましたような事情で、百分の十二・五というのを標準税率といたして、標準的には現状と税額に変更なしという建前をつたつたのでございませうけれども、制限税率につきましては、現在の百分の十六を百分の十五にいたしたわけでございますが、当該市町村の財政の状況によりましては、この辺の弾力性を考へまして、そこで調整するということも可能であるわけでありま。国の法人税の増徴ということに關

連をして、やはり企業全体の負担という問題も、税制度全体といたしましては考慮しなければなりませんので、またこのようなことによつて調整をいたした次第であります。

○床次委員 次に伺ひたいのは平衡交付金の問題であります。平衡交付金の制度を確立するということに對しましては、相當の財源を要するわけでありま。今日の経過から申しますと、平衡交付金制度は完全な意味においては当初の目的を達してない。きめて目的に反した制度が実施されておるといふことになると思ひます。この点が今日、地方に對しまして、財政的に申しまして非常な赤字を招来しておるばかりでなしに、地方財政の自主性を失わしておる。従つて適當なときこの問題はもう少し考へ直す必要がある。政府も研究しておられると思ひますが、地方税制と平衡交付金制度とは、きわめて密接な關係を持つてゐるのであります。大臣は將來の平衡交付金制度に對していかうに考へておられるか。またそれに伴ひますところの地方税制に關しまして、どういふふうな考へをもつて今日臨んでおられるか、本年度の税制等につきましては、ほとんど従来のことを踏襲せられておるようになつてゐると思ひますが、將來に對してどういふふうな考へ方をもつて、本年度は接しておられるか、御意見を伺ひたいのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま。將來は私は地方税法並びに平衡交付金法を合せて一丸としまして検討したいと思つてゐます。それにつきまして、むろんただ税法だけの問題ではな

くて、地方制度の情勢も、まだ神戸委員会の勧告がそのまゝになつておるような情勢でございませうから、地方制度の改革、それに合せて地方税法をどうするか、それから平衡交付金をどうするか、こういうような三者を一体として考へて、適當な改革をして行きたいと思つておられます。これは來年度になりましてつくりま。この地方制度調査会というものに、一括してこいう大問題を研究していただきまして、善処したい、こう考へております。

○床次委員 なお最後にもう一つつけ加えてお尋ねしたいのですが、政府の方におきましては、漁業權税、あるいは広告税、接客人税を一應廃止して——普通税としては廃止しておられるのであります。が、税制上におきまこの遊興飲食税に關しまして、今回は何ら改正の手を伸べておられない。税額から申しますと相當あるかもしれませんが、しかし遊興飲食税の内容を見ますと、実は各種の税目が寄り合つて一つの税をなしておるというふうなものでありまして、きわめて不公平な、また實際の實施上から見ましても、これはわれ／＼の了解得ないような現状なんでは、これを是正することが、國民にとりましても、また納税者の立場から申しましても、きわめて必要だと思ふのであります。ここれに對しまして、今回何ら改正の手を伸べられなかつた点は、何か理由があるか。その点について伺ひたい。

○岡野國務大臣 お答え申します。遊興飲食税は、昨年以來ぜひ改正したいと思ひまして、もう具体案までできた

のでございませうけれども、申し上げられぬ事情がございまして、どうして今回はこれを提案することができなかつたという情勢になつております。でございませうから、この点におきましては、われ／＼といたしまして將來近い機会においてこれを是正して行きたい、こう考へております。

○立花委員 機構改革の問題でちよつとお尋ねしておきたいのですが、地方財政委員会がなくなるようですが、あれは一体どういふことになつておるのか、どういふ考へ方であらう形が出て來たのか、私もある程度、地方財政委員会は今の段階においては必要な役割を果しておると思ひますが、それが今度は少くとも形の上ではなくなるということになつておるのである。これは政府の地方自治に關する考へ方、あるいは地方財政に對する考へ方が根本的にかわつて來たんじゃないか、だからこを形の上でそれが現われて参りまして、地方財政委員会の廃止というところに来ておるんじゃないかと思ふのです。地方自治の制度の問題は、今大臣が來年度からやる、研究を開始すると言われておるので、それはともかくといたしまして、現在すでに中央の機構改革の中で、地方關係の機關がどういふ根本的な考へ方から改組、改組されておるのかということをお尋ねしたいと思ふのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま。新聞に地方財政委員会が、選挙管理委員会と一緒に自治庁の内部機構になるように伝えられておりますが、しかしまだこれは決定したわけでもございませうが、あるいはさうなる

かも知れません。しかしながら地方の自治というものに對して中央政府の考へ方がかわつたという事は絶対ないのでございまして、地方財政委員会が今まで地方公共団体のために非常に役に立つておつたその功績はむろん認めておりまして、われ／＼といたしましては、たゞそういうような合併がかりに実現するといつたとしても、地方財政委員会のあり方というものについては、十分今まで通りの効果をあげるようにして存続して行きたい、この私は考へておりますから、今回行政機構が改正になりました、そういうような御懸念はなからうかと考へております。

○野村委員長代理 ちよつとお諮りいたしますが、今税法に關するものを上程しておるわけですが、この際あわせて地方自治、地方財政、特に今日は先般御説明が行われました財政白書に關する關係の政府委員も来ておりますので、これらをあわせて質疑をするようにいたしたいと思ひます。

○立花委員 その方へ入つて行こうと思つておつたところなんです。どうも大臣の今の御説明は、非常に責任を回避されるような考へ方、ものの言ひ方じやないか、中央の機構改革には自治庁も非常に熱心に参加されているやうです、また大臣としては、これは當然閣議決定でやりになることでは、自ずから自治法の改正については、きよの閣議でもおやりになつたやうです。だから考へ方はつぎつぎと進んでいくと思ひます。で、根本的な考へ方にかわりはないとおつしやつておられますが、ずつと大きな観点から今回の機

構改革をながめておりますと、どうもやはり地方の自治というものが、中央の強大な権力の中に吸収されて行く形が非常に大きくあるわけですね。その最も端的な現われが、地方財政委員会の廃止という形になつて、動かしがたい事実となつて、現われて来ておると思ひます。地方財政の問題にいたしましても、地方財政委員会がなくなる。そして今度は総理府の方に予算の編成権まで移されて来る。安本が経済企画庁になりまして、それが予算に關する重大な権限まで——全部が一部が知りませんが持つて来る。総理府に予算の編成権の一部が全部が委譲されて、しかもその中で單なる一セクションのやうな形になつた地方財政委員会が従属した形に入つて行く。そのやうな形と、どうしても今までの獨立しておりました地方財政委員会が地方財政を扱つた形とは、全然違つた形の扱い方が出て来るんじやないか、そういうことが私は當然予想されると思ひます。

そういう形で総理府の権力集中が行われておりますし、そこから地方自治に對するいろいろ逆コースが出て来るんじやないか。行政の面では、今日新聞で発表になつておられます、区長の任命制という形になつて現われて参りますが、財政の面でも、やはり従来の地方財政委員会が果して来たやうな役割りは、少くとも政府は今後はやらすまい、やつちやいけなんだ、というふうになつて来ておると思ひます。これは機構改革全般を見ますと、ただちに看取されるところなんです、これは大臣のやうにまだきまつていないとか、考へ方に根本的なものはないんだとか言われましても、少くとも形

の上で現われました以上は、ごまかしがつかないと思ひますが、あゝいゝ形に現われておりますのを、大臣はどいういふに説明なさるのか、聞きたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。地方財政委員会は、たゞいまでもやはり総理府の外局でございまして、今回改正に万々なることになりました。今や、少しもその間変化はない、こう考へていいと思ひます。それから私の考へたといつたしましては、先ほど申し上げましたやうに、地方財政委員会の今まで盡して来ましたが、その仕事のやうな形は、これは地方公共団体に對して非常に裨益するところが多かつた。その裨益するところの多かつた趣旨は、やはりそのまゝ尊重してやつて行きたいと思ひますから、別にそういうふうな御懸念はなからうと思つております。

○立花委員 大臣のお言葉を聞いておりますと、地方財政委員会の組織あるいは編成、機構、こういうものは全然かわりがなくいふとおつしやつておられるのですが、そんなことはないはずなんです、さいせん大臣の言葉でも、地方財政委員会はなくなつて、自治庁に吸収されるという事を明白にあなたに言われたと思ひます。地方財政委員会が依然として外局として総理府に残るというやうなことは、どこにも私は見出し得ないと思ひます。これはやはり何か牽強附会な言葉であつて、私ども納得しがたい。やはり率直に、客観的に、政府の企図されている機構改革全般を通じて、地方財政委員会は形の上では少くともなくなるんだ、大臣の言われたやうに地方自治庁の一部になる、総理府に大蔵省の予算編成権まで入つて行つて、その下に今までやつておつた地方財政委員会の仕事も統合されて行くんだ、というふうに見て行くべきであつて、そういうやうな見方をしないと、何を今までのやうに地方財政がある程度保障されて行くんだというやうな甘い考へ方では、私は将来の地方財政に對する、また現在の困難な地方財政に對する十分な対策は立てられないと思ひます。ここから私は大臣の前の委員会における言葉の問題になつて来るんじやないかと思ひます。それは大臣は、前の委員会で二十七年度は二十六年度より地方財政は非常に楽になるという事を言われました。はたしてどういふ観点で地方財政が二十六年度より二十七年度が楽になるのか、少くとも二十六年度の赤字は、そつくりそのまゝ二十七年度にも残つていくはずである。その上に、去年よりは減少しているかもしれないが、さらに二十七年度の赤字が累増して来る。そのほかに驚くべきことに、前の委員会でお尋ねいたしましたところ、行政協定の実施に伴う地方の負担などは、ほとんど見積つていないという事になつて参りました。二十七年度の地方財政が二十六年度より楽になるというやうな楽観的な見通しは必ずしも私は持てないと思ひます。地方税法の上では増収をお見込みになつていくやうですが、はたして二十六年度より徴収成績がよくなるかどうか、まつたくこれは疑問だと思ひます。四百何十億かの自然増ですか、そういうものをお見込みになつていくやうですが、これがはたして予想通り入るかどうか大問題だと思ひます。そういう場合に、何を根拠にして二十七年度は二十六年度より楽になるというのか、これは私非常に楽観に過ぎるではないかと思ひます。特に今申し上げましたやうに、大きな観点から政府の施策をながめると、やはり地方財政の独立性というやうなものはなく、中央の軍事的な財政に從属されているという形が明白に現われているわけである。これをやはりごらんにならないと、何か来年度は楽になるのだというやうな考へ方だと、地方財政の責任者としては、まつたくふさわしくないと考へざるを得ないので、そういう点どういふやうにお考へになつていくのか。どういふ根拠で二十七年度は二十六年度より地方財政が楽になるとお考へになつていくのか承りたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私が地方財政を担当いたしました以来一年八箇月になりますが、今まで地方財政委員会がこれだけほしいといふのがそのまゝ受入れられないで、足りない足りないで来ておつたのであり、来年度の予算をこらんになればおわりの通りに、来年度は地方財政委員会もこれでバランスが合つたという事で、もう議院に對する、もしくは政府に對する報告書も出ない、こういう情勢になつておりますから、来年度に關する限りは地方財政委員会が認めまして、バランスの合つた財政計画が立つていく、こういうことで私は今年度よりは来年度の方が楽であると感じておるわけでありまして。詳しいことは地方財政委員会の方から御説明を申し上げます。

○立花委員 大臣そんなに逃げたつ

て、地方財政委員会は答弁しやしません。だからもつとまじめな審議をしてもらいたいと思う。つじつまだけは書類の上で合つておつても、地方税四百億の水増しをやつたり、行政協定で必要な費用を一文も計算しなかつたり、こういうことをしておつて帳面づらだけ合しておつても、財政が案になるといふことは私は言えないと思う。しかも財政上つじつまが合つていふと言われませんが、地方財政委員会が法的な根拠を持つた勧告をなさつても、それを吉田さんの手紙一本で五十億も減らしつてゐる。こういうようなことをしてつじつまを合してゐるので、決して正しい客観的な情勢と合つたつじつまの合いようではないわけです。こういうことをして帳面づらだけつじつまを合しておいて、来年の地方財政はゆたかになると言つておられたんでは、地方はまったくたまたまではない。だからこそ前の委員会でも指摘しましたように、牛や馬が子を産んだから税金をかける、あるいは教育税をとろう、果樹税をとる、ミシン税をとる、こういうふうな苛斂誅求が実際の場面では起つてゐる。その弊害をこうむるのは地方住民である。もつと具体的に、單なる数字の上でのつじつまではなしに、どういふ意味で来年度は地方財政が案になるというふうにおつしやられたのか。実際地方へ行つてごらんない。地方では税金が払えなくて差押えが毎年ふえて来ておりまして、今年は軒並に行われてゐる。こういうぐあいに所管大臣が、来年は案になると、うそを言つておられてはまったく迷惑しごくである。もつと具体的に、どういふ点で実際地方は案になるのか、地方住民の間

題としてお答え願ひたいと思う。

○野村委員長代理 ただいまの立花委員の御意見なり御質疑は、先般来からいふ御主張になられ、また政府側も答弁されておるので、あとにまだ委員各位の御質疑がございしますので、時間がございしましたら……。まだあります。

○立花委員 答弁できないならできないでいいですが、これはやはり重大な問題だから継続的にやつてもらひし、それから答弁のできるようにもつと誠実な態度で委員会を運営してください。答弁できないならほかの問題に移ります。

きよう鈴木次長の談話で、区長の任命制の問題を発表されております。今日閣議におかけになつたようですが、あの通りでございすかどうか、ひとつ大臣に承りたい。

それから自治体の長の公選制を廃止するというのが憲法違反でない、鈴木君は言つておられるのですが、その根拠を承りたい。

○岡野國務大臣 本日の閣議におきまして決定いたしました。

○野村委員長代理 大泉君。

○大泉委員 附加価値税がもう一年延期されるのは、やはり実行を前提として延期されるのですか、それとも先行き適当な機会にこれを廃案にしてしまふというふうな意思で延期してしまふのですか。今のところは延期ですからどこまでも延期という意思でありましようけれども、その見通しについて大臣の所見を承りたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。来年の一月一日から実行する意思において一年延期したのであります。

○大泉委員 それから鈴木さんにちよつとお伺ひしたい。遊興飲食税と入場税が非常に高いので、何とか引下げてもらいたいという話が、もうここ三、四年ずつと続いておるので。なお遊興飲食税の税率はあまり幅があり過ぎて、これに対して私もどうも手のつけようがない。飲食する場合に、飲食税であるならば、これは下ぐべきであるという主張もなつかれるのです。が、遊興となると、他に引下げなければならぬものがたくさんあるのに、遊び金を使うのに税を下げるといふことは、政治家としてあるいはまた政治活動の上からもおもしろくない。これによつて実質上は飲食税を引下げようと思ふに言うてゐるのでありますから、飲食税と遊興税を二本建にする方がよいではないかといふことを、委員会ではまだ発言したことはありませんが、政府のお考えによつて何とかしてもらいたいという業者の言葉もありまふので、この際政府当局から二本建にする意思があるかないかを聞いておきたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 ただいまの仰せは遊興的な性質のものと、それから通常の飲食と二つの課税対象のものを遊興飲食税というふうな一つの名前で呼んでおりますために、納税者の気持ちの上におきまして、どうもびつたりしないものがある。そういうところから二つに区分した税の体系にしたらどうかというふうな御趣旨のように承りましたが、確かにそういうふうな気持ちと申しますか、納税者の感情はあろうと思ひます。現在の税法の上におきましても、御承知のごとく遊興的なものと、しからざるものとを区分して、税率を設けておるわけでございますが、それをさらに御説は進んで、二つの税に分離したらどうかというふうに拝聴いたすのであります。先ほど来大臣からいふ御答弁申し上げましたように、地方税の問題につきましては、今後いろいろ研究を要する点が多々あるわけでありまふから、そういうような際に問題にして研究して行きたいと思ひます。

○野村委員長代理 それでは本日の委員会はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五十一分散会